

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 1 日から 45 年 2 月 4 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 44 年 7 月 1 日から 45 年 2 月 4 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。私は、申立期間当時、妻と一緒にA社に勤務し、社宅として同社 2 階に住んでいた。申立期間について、妻の厚生年金保険被保険者記録があるにもかかわらず、私の記録が無いことに納得がいかない。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、当時の同僚の証言により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立期間に係る社会保険事務所が管理するA社の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立期間当時にA社に勤務していた複数の同僚（申立人が名前を挙げた者を含む。）に照会したものの、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、公共職業安定所に照会したところ、申立期間に係るA社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答があった。

また、申立人は、口頭意見陳述において、「申立期間当時の給与については、自身では受領せず、妻が受領していたため、給与額及び給与明細書を見ておらず、厚生年金保険料の控除についても確認していない。」旨を陳述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。